

第三者評価結果

事業所名：スターチャイルド《宮前平ナーサリー》

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、児童憲章や保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成しています。また、保育所の理念や保育方針、目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえ、保育の目標、養護、教育、健康支援、食育の推進など保育の内容を総合的に展開するよう法人が作成しています。法人の計画を基に、園独自の子どもと家庭の状況や地域の実態などを考慮して園に合わせた全体的な計画を作成しています。職員には、年度末に次年度の作成にむけて職員会議で振り返り、評価を行う際に話し合い次の作成に生かしています。ただし、「地域の実態に対応した保育事業と行事への参加」の項目が具体的な記載がありません。今後は、全体的な計画を基に指導計画を作成することを考慮して職員全体で話し合い、次年度に向けて園独自性を加味して見直されることを期待します。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>施設は、エアコンや空気清浄機、加湿器、換気強化送風機を使用して、温度・湿度・換気・採光などの環境は常に適切な状態を保持しています。保健衛生マニュアル、清掃消毒チェック表を用いて玩具や設備の衛生管理に努めています。0,1歳児が使用する布団は、年3回の乾燥、年1回の丸洗いをしています。2歳児からはコット(簡易ベット)を使用しています。発達に応じた家具を使用し、子どもの成長に応じて環境設定を変えています。また、1日の中でも環境を変えて子どもが心地よく過ごせるよう工夫をしています。乳児は家具や柵でスペースを確保して、囲われた空間を作り、安心して落ち着ける場所を作っています。また、子どもの様子に合わせて、マットなどを用意してくつろいだりできる場所を工夫して作っています。食事や睡眠などの空間を分け、心地よい生活空間を確保しています。年齢に応じて高さを変えた手洗い場や乳児用トイレと2か所の幼児用トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい動線となっています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>入園時の個人面談で家庭状況や子どもの様子を聞き、その後の変化を継続観察してカリキュラム会議で一人ひとりの状況を把握し、個人差を職員間で情報共有しています。子どもが保育園を「安心できる居場所」とすることを第一の目的として、人としての人権を配慮して保育にあたるよう努めています。表情や仕草で子どもの非言語を汲み取り、子どものサインを見逃さないよう対応しています。子どもの欲求を受け止め、自分の思いを伝え安心して生活できるよう配慮しています。年度初めに、言葉を大事にすることは子どもを大事にすることに繋がると職員に話しています。また、待つ姿勢を大切に、言葉は投げるでなく、丁寧に伝わるようにと伝えていて、職員は、子どもに分かりやすい肯定的な言葉遣いで、穏やかに話しています。施設長は常に園内を巡回し、相談にのったり、子どもとの関わりを共に考え、助言したりしています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもの発達、習得の個人差に応じて、保育士は生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮しています。また、食事や排泄、着替えなどの場面で個々の子どもの発達に合わせた対応をしています。子どもが自分でやろうとする気持ちを大切に、職員間で共通認識を持って見守り、励まして達成感を持てるよう援助しています。習得にあたっては、子どもの意思を尊重して声掛けし、日々の積み重ねが習得に繋がるよう働きかけています。1日の活動の中でも一人ひとりの状況が違うため、それを見極めながら、心身ともに活動と休息のバランスのとれた保育になるよう心がけています。基本的な生活習慣を身につけることの大切さについては、子どもの年齢に応じて紙芝居や絵本を用いて分かりやすく伝えていきます。</p>	

【A5】 A-1-(2)-④
子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

<コメント>

年齢にあった玩具や教材が用意され、コーナー遊びを多数用意し、子どもが好きな遊びを選択しています。玩具や保育室の環境は定期的に見直し、成長に合わせて変えています。子どもたちは、天気が良ければ、園庭や公園で身体を動かし、午後も戸外遊びをしています。また、室内でもリトミックや運動遊びなど身体を動かしています。幼児クラスは月2回の体操教室を実施しています。園庭では花や夏野菜を育て、公園や近隣では四季の自然に触れる機会を持っています。友だちとの関わりを経験する機会を増やす中で、互いに自分の言葉で伝え合える人間関係を育てよう努めています。友だちと一緒に過ごす時間が楽しいなどの経験を通して、年齢に応じて、作品展に向け協同して活動することができています。保育士は、社会的ルールや態度に関して、皆で楽しく過ごすために必要なことを理解できるよう伝えていきます。制作では教材用具や廃材などが用意され、ダンスやごっこ遊びなど表現活動が自由にできます。

【A6】 A-1-(2)-⑤
乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

0歳児の保育に関しては、月齢差によってスペースを分けるなど、月齢の発達段階を踏まえて、遊びや生活の環境を工夫しています。子どもが安心して過ごせる環境を整え、愛着関係が持てるよう、基本的に固定した職員が対応するよう配慮しています。保育士は、コミュニケーションを大切に、腰を落として子どもの視線になって、ゆっくりと応答的に関わるよう努めています。子どもが経験の積み重ねで興味や関心を持つことができるよう、様々な素材を使って楽しむなど遊びを工夫しています。保護者とは、日々の送迎時や保育園向けアプリを用いて情報共有しています。また、離乳食は、離乳食計画を基に、喫食状況、咀嚼力の状況を把握して、保護者、栄養士、担任が連携を図ってすすめています。

【A7】 A-1-(2)-⑥
3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

1・2歳児の保育に関しては、子どもが自分のしたい気持ちを大切に、時間はかかるものの納得するのを待って子どもの気持ちを大切にしています。保育士は、子どもの様子を見守り、声かけしたり、励ましたりして、できた時は褒め、できた喜びを自信に繋げるよう援助しています。子どもが興味を持って知ろうとする探索活動が行われるよう、安全にできる環境を心掛けています。子どもが望む、楽しいと思える環境を設定して自発的な行動ができるよう援助しています。自我の育ちを受け止め、子どもが自分の思いをあらわし、やりたい気持ちを大切に関わるよう配慮しています。子どもの特性や月齢によって、相互の気持ちを代弁するなど友だちとの関わりの中立ちをしています。行事や保育活動で異年齢の子どもと関わりを持ち、栄養士や法人担当職員など、保育士以外の大人とも関わりを持っています。保護者とは送迎時や保育園向けアプリで情報共有しています。また、トイレトレーニングや睡眠に関して家庭の状況を聞きながら園でできることを個別に対応しています。

【A8】 A-1-(2)-⑦
3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

<コメント>

3歳児の保育に関しては、遊びを中心とした段階で、興味関心につなげて集団で安定して過ごせるよう適切に援助しています。4歳児の保育に関しては、集団の中で自信を持って自分の力を発揮し、友だちと一緒に楽しく遊ぶ経験ができるよう援助しています。5歳児の保育に関しては、友だちと協力して一つの事をやり遂げるよう、一人ひとりの個性の良いところが引き出され、友だちに対して良いところを認め、協力していく過程を適切に援助しています。保護者には、毎日のドキュメンテーションを通して子どもの様子を伝えていきます。小学校には個々の保育所児童保育要録を送付していますが、小学校や地域へ子どもの協同的な活動等の取組を伝えることは、コロナ禍ということもありできていません。今後の取組が期待されます。

【A9】 A-1-(2)-⑧
障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

<コメント>

エレベーター、みんなのトイレ(多機能トイレ)を設置し、園内はバリアフリー構造となっています。現在は、障害のある子どもは在籍していません。「要配慮児対応マニュアル」を整備し、川崎市の「発達相談支援コーディネーター」を受講して有資格者となった職員が他の職員に情報提供しています。保育所の保護者には川崎市などの発達相談に関する情報提供を行っています。

【A10】 A-1-(2)-⑨
それぞれの子ども在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

<コメント>

月々の配慮点に記載され「長時間保育計画書」を整備し、保育を実施しています。家庭での生活リズムから無理なく延長保育が出来るよう、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応しています。集団として緩急のバランスが保たれるよう設定し、友だちとの関わりを大切に見守っています。また、その日の子どもの様子を見てゆっくり身体を休めるようにしています。安全に配慮して年齢の異なる子どもが一緒に過ごし、0,1歳児は延長時間までクラスで過ごすなど配慮しています。希望者に補食を提供しています。子どもの状況については、「申し送り票」を用いて、保護者へ伝え忘れの無いようチェックし、翌朝一番職員が確認しています。申し送り票による引継ぎで担当保育士が保護者対応していますが、園は担当の保育士と保護者との連携は今後の課題と捉えています。

【A11】 A-1-(2)-⑩
小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

b

<コメント>

全体的な計画、5歳児年間指導計画に小学校との連携、就学に向けての事項を設けています。更に、アプローチカリキュラムでは、小学校に向けて円滑な接続計画、幼児期の終わりまでに育って欲しい姿など具体的な配慮事項と環境構成が記載され、それに基づいて保育を実施しています。子どもたちは、就学を見通して午睡をやめた時間を使って習字など就学準備45分教室の時間を設けています。散歩などで小学校を見る機会はありましたが、コロナ禍により、小学校訪問はできていません。保護者には、6月に年長児保護者懇談会を開催して、就学に向けて情報提供を行っています。幼保小連絡会議に施設長と年長担任が参加し、年長児担当者連絡会に参加しています。また、年長担任は、近隣の小学校授業参観及び小学校教員との意見交換会に参加しています。5歳児担任が保育所児童保育要録を作成し、施設長が確認しています。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

【A12】 A-1-(3)-①
子どもの健康管理を適切に行っている。

a

<コメント>

「健康管理マニュアル」を整備して、子どもの健康状態を把握しています。受け入れ時と午睡後に検温を行い体調の観察を行っています。子どもの体調の変化やけがなどは、直ちに施設長に報告し、必要に応じて保護者に電話で状況を伝えると共に、事後の対応を話し合い、申し送り票で情報共有して次の登園時に確認しています。子どもの保健に関する「保健計画」では、4期に分け、毎日・毎月・随時に行うもの、コロナ対策・指導など具体的に示しています。日々の子どもの様子や家庭からの連絡ノートから担任は健康状態を把握し、昼礼で伝え情報共有を図っています。既往歴や予防接種の状況に変更がある時は、保護者に申し出てもらい担任が個人書類に書き込んでいます。更に保護者には、園だよりや保健だよりを通して、子どもの健康に関する取組や情報を伝えています。研修により、乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を習得し、チェック記録を行うなど必要な取組を行っています。保護者には、SIDSのリーフレットを掲示して情報提供しています。

【A13】 A-1-(3)-②
健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

<コメント>

0・1歳児は年6回、2～5歳児は年2回の健康診断と年1回の歯科健診を実施し、内科健診記録表、歯科健診記録表に記録して職員に周知しています。内科の嘱託医は毎月園を訪問していて、状況を報告して相談ののってもらうなど連携を図っています。保護者には口頭で伝え、所見がある時は、かかりつけ医を受診することを勧めています。年齢に応じて、人の体など健康に関する絵本や図鑑を使用して子どもに伝える取組を行っています。

【A14】 A-1-(3)-③
アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。

b

<コメント>

アレルギー疾患のある子どもに対して厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に、子どもの状況に応じた適切な対応をしています。食物アレルギーについては、医師の意見書を基に川崎市指定の除去申請書を川崎市健康審査会に提出して対応しています。保護者とは連携を密に対応しています。職員は、アレルギー疾患等について研修など必要な知識・情報を得て、マニュアルに沿って丁寧に対応しています。関わる職員はエプロンを替え、視覚的に分かりやすいよう、机、トレー、食器を変えて提供しています。園の食物アレルギーについての取組は重要事項説明書で伝えています。現在慢性疾患等は在籍していませんが、アレルギー疾患には、アトピー性皮膚炎やアレルギー鼻炎、花粉症、喘息なども含まれることから更に、周知することが期待されます。

A-1-(4) 食事

第三者評価結果

【A15】 A-1-(4)-①
食事を楽しむことができるよう工夫をしている。

a

<コメント>

「年間食育計画」「クッキング保育・食育計画表」を作成し、幼児クラスは毎月、2歳児クラスは8月から食育を実施しています。食育では、季節の食材や旬の野菜に触れ、小麦粉からうどんを作るなどクッキングを行い、栄養士と保育士は連携して子どもが食に興味・関心が持てるよう取組んでいます。食事は楽しく食べることが基本として、個々の子どもの発達に合わせ、声掛けしながら適切な援助をしています。天気の良い日はテラスで食事したり、幼児の遠足の日には、まだ遠足に行かれない2歳児クラスは、家からお弁当箱を持ってきてもらい、給食を入れて「お弁当ごっこ」を実施しています。食器は、強化磁器を使用し、年齢に応じた食器や食具を使用しています。給食の食材や量は子どもが自分で決めることを尊重していて、声掛けて食べられるものが増えるよう援助しています。保護者には、連絡帳で個々の食事量を記載して知らせ、給食だよりで子どもの食生活に関する取組を伝えています。また、食育の様子をドキュメンテーションで配信しています。

<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	a
<p><コメント> 系列園の栄養士が持ち回りで子どもの摂取する栄養価に添うように献立を作成しています。献立は、季節感を大切に旬の食材を使い、七夕や節分等の行事に合わせて、月1回郷土食も取り入れて作成しています。子どもの発育状況に応じた離乳食を提供しています。会議や担任からの話で喫食状況、嗜好状況、離乳食の進み具合を把握しています。また、毎日残食を計量して記録し、食材の切り方、盛り付けなど調理の工夫に反映しています。栄養士は新メニューや喫食状況が気になるメニューの時には食事の様子を見に行き、毎月の食育では子どもたちの話を聞いています。給食室で調理する姿を見ることができ、子どもたちは育てたナスやトマト、ピーマンなどの野菜を給食室に運んで調理してもらい、食に興味を持つことができます。給食室の衛生管理は「衛生管理マニュアル」に沿って、適切に対応しています。更に、HACCP（衛生管理手法）に基づいて記録、温度管理を徹底しています。</p>	

A-2 子育て支援

<p>A-2-(1) 家庭と緊密な連携</p> <p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	a
<p><コメント> 登園時に家庭での様子を聞き、降園時にその日の子どもの様子を伝え、保護者と情報交換をしています。日々の送迎時には、保育の様子を、例えば具体的にうどん作りで包丁体験をしたことなどのエピソードを加えて伝えるなど、日常的な情報提供を行うよう努めています。乳児クラスは、保育園向けアプリを用いて、家庭と園の連続性を考慮して情報交換をしています。保護者には、園だよりやクラスだよりで保育の内容や取組について知らせています。行事開催時には、保育の意図やそこに至るまでの経緯を保護者に伝え、ドキュメンテーションの配信などで子どもの成長を共有できるよう支援しています。個人面談など保護者との情報交換の内容は記録しています。</p>	
<p>A-2-(2) 保護者等の支援</p> <p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	a
<p><コメント> 職員は、毎日の送迎時に保護者に声かけして、コミュニケーションを図り、日頃から保護者と信頼関係を築けるよう努めています。事務室のカウンターの扉は、常に開けていて、いつでも相談しやすい雰囲気をつくるようにしています。保護者からの相談だけでなく、園からも普段の子どもの状況と違いがあれば保護者に声かけするようにしています。保護者の就労や個々の事情に配慮して、保護者の都合に合わせて相談に応じられるよう取り組んでいます。相談の際は、プライバシーが守られる環境を用意して、落ち着いて話しが出来るよう配慮しています。保護者からの献立相談やトイレトレーニングなど保護者支援を行っています。相談内容は適切に記録し、継続してフォローできるように努めています。「保護者相談対応手順書」を整備し、相談を受けた職員が適切に対応できるよう、施設長から助言を受けられる体制になっています。</p>	
<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	b
<p><コメント> 職員は、朝の受け入れ時の観察や登降園時の保護者の対応、着替えの際の観察など状況の把握に努めています。「児童虐待対応マニュアル」を整備して、可能性があると職員が感じた場合は、速やかに施設長に報告する対応手順を周知しています。虐待等権利侵害の恐れがある場合は、児童相談所と連携を取り、予防的に声かけて穏やかに話を聞くなど援助しています。職員には、児童虐待対応マニュアルや川崎市児童虐待ハンドブックを園内研修で周知し、気付きのポイントを休憩室に掲示して知らせています。児童相談所等関係機関電話番号一覧表を用意し、施設長が窓口となって連携を図る体制は整っています。</p>	

A-3 保育の質の向上

<p>A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）</p> <p>【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p><コメント> 年間指導計画、月間指導計画などの指導計画や保育日誌などの記録は、振り返りを文章化できる書式になっていて、自己評価は意図とした保育のねらいが達成されたか記入しています。更に、子どもの成長や個々の子どもの意欲、その取り組む姿勢を重視して記載しています。自己評価は日、週、月、期と定期的に行っていて、月間指導計画は、カリキュラム会議で振り返りを行い、課題や翌月の目標を話し合い、振り返りを次の計画に繋げています。園内研修や会議で互いの学び合いの場を設け、行事会議では、何の目的で取り組んだのかと遡って考え、話し合っています。専門性の向上に関しては、法人の研修や園内研修など1年を通して職員が学ぶ機会を作っています。職員の自己評価を、施設長がとりまとめ、園の自己評価に繋げています。</p>	